

令和5年度  
第 1 回  
岩手県私立学校審議会資料

日 時 令和5年9月25日(月) 午後3時00分

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

岩手県ふるさと振興部学事振興課

# 次 第

## 1 開 会

## 2 出席者（定足数）の確認

## 3 挨拶

## 4 議 事

### (1) 議事録署名委員の指名

### (2) 諮問事項（4件）

#### ア 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市）…………… 議案第1号

#### イ 専修学校の目的変更認可について

学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校（盛岡市）

…………… 議案第2号

学校法人大原学園 大原スポーツ公務員専門学校盛岡校（盛岡市）…………… 議案第3号

学校法人龍澤学館 釜石市国際外語大学校（釜石市）…………… 議案第4号

### (3) 報告事項（2件）

#### ア 令和4年度第3回私立学校審議会における諮問事項について

#### イ 令和5年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について

### (4) その他

## 5 閉 会

## 岩手県私立学校審議会委員名簿

令和5年9月1日現在

	職 名 等	氏 名	備 考
1	専修大学北上福祉教育専門学校長	六本木 郁子	
2	水道橋くるみ幼稚園長	小山 映子	
3	税理士	西川 温子	
4	岩手中学校・岩手高等学校長	和田 健一郎	
5	弁護士	天間 正継	
6	岩手大学教育学部准教授	室井 麗子	
7	学校法人岩手橋学園理事長	鷹 觜 文 昭	
8	岩手県立大学社会福祉学部教授	高橋 聡	
9	仙北町幼稚園長	根内 純	
10	元岩手県教育長	菅野 洋樹	

(敬称略 議席番号順)

## 学校の収容定員に係る学則変更認可について

## 申請の概要

項目	内容							
学校の名称	盛岡誠桜高等学校							
位置	盛岡市高松一丁目21番14号							
設置者	学校法人 盛岡誠桜学園（理事長 附田 政登）							
収容定員の変更の内容	学科等名称		現行		変更後		増減	
			入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	全 日 制 課 程	普通科	111人 3学級	333人 9学級	160人 4学級	480人 12学級	+49 +1学級	+147 +3学級
		商業科	37人 1学級	111人 3学級	40人 1学級	120人 3学級	+3	+9
		家政科	37人 1学級	111人 3学級	40人 1学級	120人 3学級	+3	+9
		食物調理科	40人 1学級	120人 3学級	40人 1学級	120人 3学級	±0	±0
	合計		225人 6学級	675人 18学級	280人 7学級	840人 21学級	+55 +1学級	+165 +3学級
	専 攻 科	子ども未来科	30人 1学級	60人 2学級	30人 1学級	60人 2学級	±0	±0
		公務員予備校専科	20人 1学級	20人 1学級	20人 1学級	20人 1学級	±0	±0
		調理師パティシエ専科	20人 1学級	20人 1学級	20人 1学級	20人 1学級	±0	±0
		英会話専科	20人 1学級	20人 1学級	20人 1学級	20人 1学級	±0	±0
変更の時期	令和6年4月1日							
変更の理由 (要旨)	<p>1 本校は、昭和61年までは225人の入学定員であり、昭和62年に315名まで定員増が認められていた。しかし、平成3年度には再び225名に減員している。その理由は定かではないが、その後はしばらく、入学者が入学定員を超えることができなかった。</p> <p>2 平成19年度以来、一括募集、食物調理科、保育士専攻科を設置(平成20年度)し、生徒数の回復を図ったが、21年、22年のみが入学者が増えたが、平成23年度入学者は、従来の生徒数に減少した。</p> <p>3 そこで、男女共学を決意し、平成25年度より共学化、校名変更、部活動の強化、進学指導の強化により、平成29年度は総受験者700名を超すまでになった。</p>							

平成 15 年度の本校受験者数 311 名から比べると倍以上の受験者となり、中学校生徒数が減少する中で、本校は、受験者を増やしてきた学校の特色化を評価すべき。

- 4 入学者数も平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間は、いずれも定員オーバーの状況で、4 年間の平均は 252 人となっている。

特に評価されるのは、本校一本受験である推薦入試が年々増えたことである。

このことは、公立高校との学費格差がある中で、独自の特色を出している本校への評価であると思われる。

令和 2 年度入試は、推薦受験だけで 251 人の合格者を出し、併願受験を実施しなかった。

- 5 中学校の生徒から「定員をもっと多くして、入れる状況を作って欲しい」との要望がある。

- 6 本校としては、定員増を求めるのではなく、定員を回復して欲しい旨の申請である。女子高だけの定員からやむなく定員減をしたのであって、男女共学、特色を評価されて受験者数が増えたならば、その定員回復を認めるべき。

- 7 本校としては、3 学年の現状を考え、普通科 160 名（4 クラス）、商業科（1 クラス）、家政科 40 名（1 クラス）、食物調理科 40 名（1 クラス）の入学定員 280 名（7 クラス）で 55 名の定員増をお願いしたい。現在も高校全体で 21 クラス存在し、施設でも充実している。

		現状 (令和5年5月1日現在)			変更後 (令和6年5月1日)			高等学校 設置基準	備考
		専任	兼任	計	専任	兼任	計		
教職員数	校長	1		1	1		1	1人	
	副校長・教頭	1		1	1		1	1人以上	
	教諭	43	17	60	45	17	62	23人以上	
	助教								
	講師								
	養護教諭	1		1	3		3	相当数	
	実習助手	1	1	2	1	1	2	必要に応じ相当数	
	事務職員	5		5	5		5	生徒数等に応じ相当数	
計	52	18	70	56	18	74	—		
施設の概要	施設設備の 一般的基準	耐震基準を満たさない 校舎がある。			耐震基準を満たさない 校舎がある。			指導上、保健衛生上、 安全上及び管理上適 切なもの	※1
	校地	13,622 m <sup>2</sup>			13,622 m <sup>2</sup>			—	
	屋外運動場	4,915 m <sup>2</sup>			4,915 m <sup>2</sup>			8,400 m <sup>2</sup> 以上 ただし、 ・体育館等設置かつ教 育上支障無 ・H16.4.1 現存施設： なお従前の例による ことができる	
	体育館	1棟 (1,264 m <sup>2</sup> )			1棟 (1,264 m <sup>2</sup> )			校舎及び運動場のほ か、体育館を備える。	
	校舎	6,897 m <sup>2</sup>			6,897 m <sup>2</sup>			5,280 m <sup>2</sup> 以上	
	・普通教室 ・特別教室 ・図書室・保健室・職員室 ・その他（相談室、事務室、 進路室、応接室、小会議室）	23室 14室 有 有			23室 14室 有 有			・教室（普通教室、特別教 室等） ・図書室、保健室 ・職員室 ・必要に応じ専門教育を施 すための施設	
収支予算	項 目	収 入		項 目	支 出				
		6年度	7年度		6年度	7年度			
		千円	千円		千円	千円			
	生徒納付金	411,280	436,360	人件費	348,563	365,130			
	手数料	3,660	3,660	教育管理費	150,104	152,104			
	補助金収入	259,213	259,213	借入金(利息)	3,563	3,266			
	(県補助)	(258,613)	(258,613)	借入金(返済)	20,520	20,520			
	(市町村補助)	(600)	(600)	設備関係支出	5,200	5,200			
	付帯事業・収益事 業 収 入	0	0	そ の 他	22,000	22,000			
	受取利息等	17	17	資金支出調整勘定	△4,000	△4,000			
	雑収入	2,100	2,100	翌年度繰越支払資金	323,720	456,451			
	前受金収入	55,000	55,000						
	その他収入	2,000	2,000						
	資金収入調整勘定	△61,400	△61,400						
前年度繰越支払資金	197,800	323,721							
計	869,670	1,020,671	計	869,670	1,020,671				

※1 第4校舎の耐震改修工事は令和6年度からとしている。

※2 収支予算の補助金収入の( )内の金額は、補助金収入の内訳である。

議案第2号

専修学校の目的変更認可について

目的変更認可申請の概要

項目	内 容														
現校名	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校														
位 置	盛岡市盛岡駅西通二丁目21番1														
設置者	学校法人 大原学園（理事長 中本 毎彦）														
変更の理由	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校の商業実務専門課程（経理本科2年制学科）を大原スポーツ公務員専門学校盛岡校へ移管することに伴い、専修学校の目的を変更するものである。														
変更の時期	令和6年4月1日														
変 更 の 内 容	目 的	現 行					変 更 後								
		本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、 <u>簿記会計・税務会計・情報処理・クリエイター・医療事務・福祉</u> 並びにこれらのビジネスに関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって関連産業に従事する有為な人材を育成することを目的とする。					本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、 <u>情報処理・クリエイター</u> 並びにこれらのビジネスに関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって関連産業に従事する有為な人材を育成することを目的とする。								
変 更 の 内 容	名 称	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校					盛岡情報ITクリエイター専門学校								
	設置する課程等	課程	分野	学科名	修業年限	入学定員	総定員	課程	分野	学科名	修業年限	入学定員	総定員		
変 更 の 内 容	設置する課程等	専門課程	商業実務		経理本科2年制	2	120	240	専門課程						
			工業		情報IT	2	40	80		工業		情報IT	2	40	80
					クリエイター	2	30	60				クリエイター	2	30	60
				計				190		380		計			70

授 時 間 数	業 数	工業専門課程 情報IT学科(修業年限2年)約1,800時間 クリエイター学科(修業年限2年)約1,800時間				設置基準(授業時間数)			
						1年間にわたり800時間以上			
教 員	職 数	区 分	教員数		職員数		設置基準(教員数)		
			専任	兼任	専任	兼任			
		校 長	1	-	-	-	専門課程 工業関係分野 5名以上 (うち専任3名以上)		
		工業専門課程	5	1	2	1			
計	6	1	2	1					
施 設	区 分	面 積				設置基準			
		校 地	2,413.12m <sup>2</sup>				-		
		校 舎	1,296.85m <sup>2</sup>				560m <sup>2</sup> 以上		
	校舎の主な内訳								
	区 分	室 数	面 積	区 分	室 数	面 積			
	普通教室	7	504.00m <sup>2</sup>	職員室	1	57.66m <sup>2</sup>			
	特別教室	1	26.57m <sup>2</sup>	事務室	1	22.05m <sup>2</sup>			
倉庫	1	13.71m <sup>2</sup>	保健室	1	3.85m <sup>2</sup>				
収 予	支 算	収 入 (千円)			支 出 (千円)				
		科目	年度	6年度	7年度	科目	年度	6年度	7年度
		学生生徒等納付金収入		60,440	84,020	人件費支出		55,272	60,799
		手数料収入		205	205	教育管理費支出		39,951	41,948
		寄付金収入		15	17	借入金等利息支出		0	0
		補助金収入		1,500	1,700	借入金等返済支出		0	0
		資産売買収入		0	0	施設関係支出		100	100
		付随事業・収益事業収入		580	580	設備関係支出		2,500	2,500
		受取利息・配当金収入		0	0	資産運用支出		0	0
		雑収入		1,240	1,240	その他の支出		40,000	40,000
		借入金収入		0	0	資金支出調整勘定		△3,150	△3,150
		前受金収入		44,360	138,580	翌年度繰越支払資金		30,000	30,000
		その他の収入		35,000	35,000				
		他部門貸付金回収収入		90,000	180,000				
		資金収入調整勘定		△98,667	△299,145				
		前年度繰越支払資金		30,000	30,000				
		計		164,673	172,197	計		164,673	172,197



議案第3号

専修学校の目的変更認可について

目的変更認可申請の概要

項目	内 容													
学校名	大原スポーツ公務員専門学校盛岡校													
位 置	盛岡市盛岡駅西通二丁目21番1													
設置者	学校法人 大原学園（理事長 中本 毎彦）													
変更の理由	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校の商業実務専門課程（経理本科2年制学科）を大原スポーツ公務員専門学校盛岡校へ移管することに伴い、専修学校の目的を変更するものである。													
変更の時期	令和6年4月1日													
変 更 の 内 容	目的	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、社会体育指導者・健康管理指導者・トレーナー及び警察官、消防官をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。</td> <td>本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、<u>簿記会計・税務会計・医療事務並びにこれらビジネスに関する専門教育</u>、社会体育指導者・健康管理指導者・トレーナー及び<u>国家地方公務員行政職・警察官・消防官</u>をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	変 更 後	本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、社会体育指導者・健康管理指導者・トレーナー及び警察官、消防官をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。	本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、 <u>簿記会計・税務会計・医療事務並びにこれらビジネスに関する専門教育</u> 、社会体育指導者・健康管理指導者・トレーナー及び <u>国家地方公務員行政職・警察官・消防官</u> をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。								
	現 行	変 更 後												
本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、社会体育指導者・健康管理指導者・トレーナー及び警察官、消防官をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。	本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、 <u>簿記会計・税務会計・医療事務並びにこれらビジネスに関する専門教育</u> 、社会体育指導者・健康管理指導者・トレーナー及び <u>国家地方公務員行政職・警察官・消防官</u> をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。													
名称	大原スポーツ公務員専門学校盛岡校	大原ビジネス公務員専門学校盛岡校												
設 置 す る 課 程 等	課程	分野	学科名	修業年限	入学定員	総定員	課程	分野	学科名	修業年限	入学定員	総定員		
	専 門 課 程	文化 教 養	専 門 課 程	専 門 課 程	専 門 課 程	専 門 課 程	専 門 課 程	専 門 課 程	専 門 課 程	商業実務	経理本科 2年制	2	120	240
										文化 教 養	スポーツ	2	40	80
											公務員2年制	2	80	160
											公務員1年制	1	40	40
	計			160	280	計			280	520				

授 時 間 数	商業実務専門課程 経理本科2年制学科(修業年限2年)約1,800時間				設置基準(授業時間数)			
	文化・教養専門課程 スポーツ学科(修業年限2年)約1,900時間 公務員2年制学科(修業年限2年)約1,700時間 公務員1年制学科(修業年限1年)約850時間				1年間にわたり800時間以上			
教 員 職 数	区 分	教員数		職員数		設置基準(教員数) 専門課程 商業実務関係分野 7名以上 (うち専任4名以上) 文化・教養関係分野 8名以上 (うち専任4名以上)		
		専任	兼任	専任	兼任			
	校 長	1	-	-	-			
	商業実務専門課程	4	2	3	1			
	文化・教養専門課程	6	2					
	計	11	4	3	1			
施 設	区 分	面 積				設置基準		
	校 地	2,413.12㎡				-		
	校 舎	3,025.97㎡				1,440㎡以上		
	校舎の主な内訳							
	区 分	室 数	面 積	区 分	室 数	面 積		
	普通教室	14	882.00㎡	職員室	1	134.55㎡		
特別教室	3	189.00㎡	事務室	1	51.45㎡			
	倉 庫	2	27.88㎡	保健室	1	8.98㎡		
収 予 支 算	収 入 (千円)			支 出 (千円)				
	科目	年度	6年度	7年度	科目	年度	6年度	7年度
	学生生徒等納付金収入		331,460	374,120	人件費支出		105,768	116,345
	手数料収入		750	825	教育管理費支出		133,686	140,370
	寄付金収入		119	155	借入金等利息支出		0	0
	補助金収入		3,500	3,600	借入金等返済支出		0	0
	資産売買収入		0	0	施設関係支出		100	100
	付随事業・収益事業収入		18,000	18,000	設備関係支出		2,500	2,500
	受取利息・配当金収入		0	0	資産運用支出		0	0
	雑 収 入		1,100	1,100	その他の支出		40,000	40,000
	借入金収入		0	0	資金支出調整勘定		△7,000	△7,000
	前受金収入		198,470	205,640	翌年度繰越支払資金		10,000	10,000
	その他の収入		6,000	6,000				
	他部門貸付金回収収入		10,000	10,000				
	資金収入調整勘定		△294,345	△327,125				
前年度繰越支払資金		10,000	10,000					
計		285,054	302,315	計		285,054	302,315	

議案第4号

専修学校の目的変更認可について

目的変更認可申請の概要

項 目		内 容											
学校名		釜石市国際外語大学校											
位 置		釜石市鈴子町15番2号											
設置者		学校法人 龍澤学館（理事長 龍澤 尚孝）											
変更の理由		新たに、外語観光学科（文化・教養専門課程）を設置することに伴い、専修学校の目的を変更するものである。											
変更の時期		令和6年4月1日											
変 更 の 内 容	目 的	現 行						変 更 後					
		本校は、 <u>外国人に対する日本語教育を行い、留学生の祖国と日本、岩手県との国際交流を図り、もって地域社会の発展に寄与する人材の育成を行うことを目的とする。</u>						本校は、 <u>地域社会及び我が国並びに国際社会の発展に貢献するため、常に流動、進展を続ける社会情勢に即応できる人材の育成を行うことを目的とする。</u>					
	設 置 す る 課 程 等	課程	分野	学科名	修業 年限	入学 定員	総定員	課程	分野	学科名	修業 年限	入学 定員	総定員
		専 門 課 程	文化 教養	日本語	2	20	40	専 門 課 程	文化 教養	外語観光	2	40	80
1.5					20	40	日本語			2	20	40	
計			40	80	計			80	160				

授業時間数	文化・教養専門課程 外語観光学科（修業年限2年）約1,700時間 日本語学科（修業年限2年）約1,600時間 "（修業年限1.5年）約1,200時間				設置基準（授業時間数）			
					1年間にわたり800時間以上			
教員職数	区分	教員数		職員数		設置基準（教員数）		
		専任	兼任	専任	兼任			
	校長	-	1	-	-	専門課程 文化・教養関係分野 5名以上 （うち専任3名以上）		
	文化・教養専門課程	7	7	2	1			
計	7	8	2	1				
施設	区分	面積				設置基準		
	校地	2,975.12㎡				-		
	校舎	2,036.75㎡				500㎡以上		
	校舎の主な内訳							
		区分	室数	面積	区分	室数	面積	
		普通教室	4	395.45㎡	職員室	2	76.37㎡	
		多目的室	12	927.50㎡	事務室	1	44.83㎡	
	図書室	1	48.22㎡	保健室	1	12.17㎡		
収支算	収入（千円）			支出（千円）				
	科目	年度	6年度	7年度	科目	年度	6年度	7年度
	学生生徒等納付金収入		40,300	83,300	人件費支出		34,473	37,012
	手数料収入		1,000	1,440	教育管理費支出		12,947	20,647
	寄付金収入		0	0	借入金等利息支出		0	0
	補助金収入		500	1,000	借入金等返済支出		0	0
	資産売買収入		0	0	施設関係支出		0	0
	付随事業・収益事業収入		0	0	設備関係支出		0	0
	受取利息・配当金収入		1	1	資産運用支出		0	0
	雑収入		2,100	9,600	その他の支出		5,800	12,400
	借入金収入		0	0	資金支出調整勘定		△200	△200
	前受金収入		30,550	36,250	翌年度繰越支払資金		27,831	72,212
	その他の収入		6,400	13,200				
	資金収入調整勘定		0	△30,550				
	前年度繰越支払資金		0	27,830				
計		80,851	142,071	計		80,851	142,071	

令和5年度

第 1 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 令和5年9月25日(月) 午後3時00分

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

岩手県ふるさと振興部学事振興課

## 報告事項 1

### 令和4年度第3回私立学校審議会における協議事項について

#### 1 専修学校の設置認可について

学校法人龍澤学館 釜石市国際外語大学校（釜石市） 令和5年3月29日付認可

#### 2 学校の廃止認可について

(1) 学校法人八日市学園 八日市幼稚園（奥州市） 令和5年3月31日付認可

(2) 学校法人太田学園 岩手中央幼稚園（岩手町） 令和5年3月31日付認可

(3) 学校法人コアトレース 盛岡社会福祉専門学校（盛岡市）  
令和5年3月31日付認可

(4) 学校法人コアトレース 岩手公務員・医療・ビジネス専門学校（盛岡市）  
令和5年3月31日付認可

#### 3 専修学校の設置者変更認可について

学校法人コアトレース 菜園調理師専門学校（盛岡市） 令和5年3月31日付認可

#### 4 高等学校の収容定員変更計画について

令和5年1月27日付けで提出のあった盛岡誠桜高等学校に係る収容定員変更計画について、令和5年3月27日に開催された令和4年度第3回私立学校審議会における審議を踏まえて、県は、令和5年3月29日付けで次の理由により了承しないことを決定し、学校法人盛岡誠桜学園理事長あて通知しました。

（理由）

- 1 校舎の耐震改修事業の工事の実施可能性が不透明なため、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第12条に適合しないと認められるため。
- 2 岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないため。
- 3 収容定員変更計画書中、当該収容定員変更に係る理事会及び評議員会の決議録の提出がなく、提出を求めたにもかかわらず期限までに提出されなかったことから、書類に不備があると考えられること。

## 報告事項 2

### 令和5年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について

令和5年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会については、各道県の意向等を踏まえて書面開催としたもの。

#### 1 各道県提出議題について

- (1) 私立学校の新設及び定員増の認可に係る対応について
- (2) 私立学校審議会委員（学識経験者）の選任基準等について
- (3) 私立学校法改正に伴う学校法人への指導・助言について
- (4) 幼稚園の収容定員について
- (5) 通信制課程の設置認可に係る生徒確保の見込み及び関係地域からの理解について

#### 2 全国私立学校審議会連合会総会提出議題について

各道県の意見を踏まえ、「(1) 私立学校の新設及び定員増の認可に係る対応について」に決定

#### 3 次期開催県について

秋田県

## 岩手県私立学校審議会 参考資料

1	岩手県私立学校審議会運営規程	1	ページ
2	審議会等の会議の公開に関する指針	2	ページ
3	審議会等の会議の公開に関する指針の運用について	4	ページ
4	岩手県私立学校審議会傍聴要領	8	ページ
5	岩手県私立学校認可事務取扱要領	9	ページ

### 【関係法令】

6	教育基本法（抜粋）	11	ページ
7	私立学校法（抜粋）	11	ページ
8	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する 法律（抜粋）	11	ページ
9	学校教育法（抜粋）	12	ページ
10	学校教育法施行令（抜粋）	13	ページ
11	高等学校設置基準	14	ページ
12	専修学校設置基準	18	ページ
11	出入国管理及び難民認定法	32	ページ
12	日本語教育機関の告示基準	33	ページ



# 1 岩手県私立学校審議会運営規程

## (趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定するもののほか、岩手県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

## (招集)

第2条 審議会は会長が招集する。

## (会長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする。
- 3 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けたことにより選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、再任することができる。

## (会長職務代理者)

- 第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行なう。
- 2 前項の規定により会長の職務を行なう委員の任期、互選の時期及び再任については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

## (会議の定足数)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

## (議席)

第6条 議席はあらかじめくじで定める。

## (発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

## (建議案の提出)

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、3人以上の賛成者と連署して会長に提出しなければならない。

## (動議)

第9条 動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ、議題とすることができない。

## (議事参与の制限)

第10条 私立学校法第15条ただし書の規定に基づき会議に出席し、発言しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出て、その承認を得なければならない。

## (議決)

第11条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 附 則 (抄)

- 1 この規程は、昭和37年8月24日から施行する。

## 2 審議会等の会議の公開に関する指針

(平成11年3月31日制定)  
(平成13年4月1日一部改正)  
(平成13年10月1日一部改正)  
(平成15年4月1日一部改正)  
(平成15年5月12日一部改正)  
(平成16年3月1日一部改正)  
(平成20年4月1日一部改正)  
(平成22年4月1日一部改正)

### 1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

### 2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

### 3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

### 4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

### 5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手續及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

### 6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも1週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

#### 7 会議資料及び会議録の公開

(1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

(2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

#### 8 審議会等一覧の作成及び公開

(1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。

(2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

(3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。

(4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。

(5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

#### 9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

#### 10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

### 3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について

(平成 11 年 3 月 31 日制定)  
(平成 11 年 11 月 4 日一部改正)  
(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)  
(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)  
(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)  
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)  
(令和 3 年 3 月 24 日一部改正)  
(令和 4 年 3 月 30 日一部改正)  
(令和 5 年 3 月 24 日一部改正)

#### 1 指針の趣旨について

審議会の公開に関する指針（以下「指針」という。）は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにすることにより、県政に対する県民参加を促進するとともに、県政における透明性、公正性の向上を図り、もって開かれた県政を一層推進しようとするものである。

#### 2 対象とする審議会等について

- (1) 指針 2 に掲げる「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 77 条に規定する附属機関をいう。
- (2) 「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等をいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

#### 3 会議の公開の基準について

指針 3 は、会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

- (1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により調停又は仲介の手続等が非公開とされている場合は、この指針によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（1）関係）
- (2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に該当する開示しないことができる情報を含む事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（2）関係）
- (3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として県全体の利益が損なわれる場合があり得ることから、そうした著しい支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（3）関係）

#### 4 公開又は非公開の決定について

- (1) 指針4(1)の趣旨は、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定しなければならないということであること。
- (2) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであること。なお、審議会等の長が選任されていない場合にあっては、当該審議会等の庶務を担当する部局の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものであること。
- (3) 指針4(2)の趣旨は、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものであること。
- (4) 公開又は非公開の決定は、県民に前もって周知を図るため、指針6に定める事項を掲示する前までに行うものであること。  
なお、会議の招集通知に併せて審議会等の構成員に公開又は非公開の意思確認を行い、当該確認の結果に基づき審議会等の長が決定を行うことにより、指針4(1)に定める手続に代えることができるものであること。
- (5) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議会等は審議等に入る前に非公開とする部分を明確にすべきであること。

#### 5 公開の方法等について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものであること。(指針5(1)関係)
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものであること。  
なお、傍聴定員は、原則10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものであること。(指針5(2)関係)
- (3) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めるなど傍聴の手続を定めたいうえで行うものであること。  
なお、受付で傍聴希望者に氏名、住所等の個人情報を記載させる必要がある場合には、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにしたうえで、当該目的の使用に同意した者のみに記載を求めるものとする。この場合、必要に応じ、あらかじめ、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第3条の規定により、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行うこと。(「一般」又は「報道」の別のみを丸囲み等の方法により記載させることは、個人情報の収集に該当しない。)(指針5(3)関係)
- (4) 公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めなければならないものであること。(指針5(3)関係)
- (5) 指針5(4)の趣旨は、報道機関に対しては、可能な限り、取材協力をしなければならないこと、及び非公開の会議であっても、公開の会議に準じた取扱いをしなければならないということであること。

#### 6 会議開催の周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、行政情報センター及び行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)(以下「行政情報センター等」という。))への掲示、インターネットの県のホームページへの掲載のほか、県政番組等の活用など、様々な媒体を活用して、効果的にその周知を図るよう努めなければならないものであること。
  - ① 審議会等の庶務を担当する室課等は、「傍聴要領」(別紙1)及び「会議開催案内(公開)」(別紙2)を作成し、ホームページに掲載した上、電子データ(PDFファイル)を総務部総務室宛て電子メール(FA0037@pref.iwate.jp)又は電子決裁・文書管理システムにより送付すること。  
なお、ホームページへの掲載については、会議終了後1年間継続すること。

- ② 総務部総務室は、送付された内容を情報公開のホームページに掲載するほか、行政情報センター等において周知が図られるよう配慮すること。
- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、前項に定める周知を行う際に、当該会議の一部について非公開とする部分が存することを明らかにしなければならないものであること。

この場合、前項に定める「会議開催案内（公開）」（別紙2）にかえて、「会議開催案内（一部非公開）」（別紙3）により周知するものとする。

- (3) 審議会等は、取材の便宜を図るため、公開の会議の開催に当たっては、事前に報道機関に対し記者発表、資料提供等の情報提供を行うとともに、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは公開の場合と同様に報道機関に情報提供を行うものであること。

資料提供は、「会議開催案内（公開）」（別紙4）又は「会議開催案内（一部非公開）」（別紙5）を作成の上、政策企画部広聴広報課が定める方法により行うものとする。

なお、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは同様に「会議開催案内（非公開）」（別紙6）により、資料提供を行うものであること。この場合、公開の会議に準じ、ホームページへの掲載及び行政情報センター等への掲示を併せて行うこととしても差し支えないこと。

## 7 会議資料及び議事録等の公開

- (1) 指針7(1)の趣旨は、報道機関を通して、広く県民に会議の結果を公表するとともに、県民一人ひとりがそれぞれの関心に応じて直接会議資料等を閲覧できるようにして、県民の利便性の向上を図ることにあり、審議会等は、会議終了後、次のことを行わなければならないものであること。

なお、指針7(1)「別に定める基準」とは、別添1に掲げる基準をいう。

- ① 報道機関に対する情報提供は、会議開催の周知の場合に準じて行うこと。

この場合、提供する資料は、下記③の例により作成することとして差し支えないものであること。

- ② 別添1の基準に該当する審議会等は、会議終了後直ちに、会議内容の録音データを総務部総務室に提出し、総務部総務室は、議事録等が作成されるまでの間、当該録音データを情報公開のホームページに掲載するものとする。

なお、録音データの提出にあたっては、提出方法、編集の必要の有無等について、必ず総務部総務室と連絡調整を行うこと。

また、不測の事態が生じ、録音データを速やかにホームページに掲載することができない場合は、その旨をホームページ上で説明すること。

- ③ 審議会等は、会議開催日から1週間以内に「会議結果のお知らせ」（別紙7）を作成し、会議資料を添付のうえ、本庁が所管する審議会等にあつては総務部総務室に、出先機関が所管する審議会等にあつては総務部総務室及び当該審議会等の所在する区域を所管する行政情報サブセンターの運営を担当する機関に、会議終了後1週間以内に各1部送付すること。

なお、会議資料が大部にわたる場合、当該会議の審議等の情報提供に支障のない範囲で添付を省略することができるものであること。

- ④ 審議会等は、当該会議の審議等の状況がわかる議事録等を速やかに作成し、会議開催日から1ヶ月以内に上記③の例により送付すること。ただし、反訳（テープ起こし）等を行うために、議事録等の作成に相当の時間を要する場合は、会議結果の要旨をまとめたものを作成し、会議開催日から1か月以内に送付すること。

なお、会議結果及び会議資料並びに議事録等については、行政情報センター等における閲覧以外に、審議会等の庶務を担当する室課等のホームページ及び情報公開のホームページに掲載するなど、県民が様々な手段を利用して、当該会議の結果を知り得るよう努めること。

また、ホームページへの掲載については、会議終了後3年間継続すること。

- (2) 指針7(2)の趣旨は、会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議資料及び議事録等が非開示となるものではないことから、審議会等は、当該会議に係る事項に含まれる情報が条例第7条第1項各号に該当する情報で非開示とされるものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録の公開に努めることとしたものであること。

#### 8 審議会等一覧の作成及び公開について

- (1) 各室課等は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の概要(名称、設置根拠、担当事務、担当室課等の名称等)を記載した「審議会等一覧」(別紙8)を作成し、総務部総務室に提出するものであること。(指針8(1)関係)
- (2) 審議会等一覧は、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、情報公開のホームページに掲載し、公開するものであること。(指針8(3)関係)
- (3) 審議会等の庶務を担当する室課等は、毎年4月1日現在における当該審議会等の状況(「審議会等一覧」の記載事項の変更点等)について、総務部総務室の通知に基づき報告するものであること。(指針8(3)関係)
- (4) 上記(3)の報告内容に基づき、上記(2)の公開の内容を更新するものであること。(指針8(4)関係)
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合、上記(2)の公開内容を修正する必要があることから、上記(3)の通知において定める方法に準じて報告するものであること。(指針8(5)関係)

#### 9 適用期日について

平成11年4月1日から施行することとしたこと。

## 4 岩手県私立学校審議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手段により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行なわないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。



## 5 岩手県私立学校認可事務取扱要領

(昭和62年8月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置)

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあつては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日
- (2) 幼稚園にあつては、開設年度の前々年度の1月末日
- (3) 専修学校及び各種学校にあつては、開設年度の前年度の5月末日

2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 設置趣意書（様式第2号）
- (2) 設置計画の概要（様式第3号）
- (3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）
- (4) 教育需要に係る資料（様式第5号）
- (5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図
- (6) 負債償還計画書（様式第6号）
- (7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）
- (8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

(収容定員変更)

第3条 小学校等及び幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更（以下「収容定員変更」という。）をしようとする者（以下「収容定員変更計画者」という。）は、収容定員変更計画書（様式第8号）を、変更予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の収容定員変更計画書には、収容定員変更の概要（様式第9号）のほか、当該計画に係る前条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、これらの規定中「設置」とあるのは、「収容定員変更」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の収容定員変更計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに収容定員変更計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 収容定員変更計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、収容定員変更が認可されるべきものと解釈してはならない。

(高等学校の課程又は学科の設置)

第4条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の課程又は学科の設置をしようとする者（以下「学科等設置計画者」という。）は、学科等設置計画書（様式第10号）を、設置予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、収容定員の増加

を伴わない場合にあつては、学科等設置計画書の提出を省略することができる。

- 2 前項の学科等設置計画書には、学科等設置計画の概要（様式第11号）のほか、当該計画に係る第2条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の学科等設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに学科等設置計画者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 学科等設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、課程又は学科の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

#### （事前相談）

第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。
  - (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
  - (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
  - (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

#### （実地検査）

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による計画又は学校教育法第4条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあつては、必要に応じ、当該工事内容を実地に検査することができる。

## 6 教育基本法（昭和18年法律第120号）（抜粋）

### （教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2・3 （略）

### （教育行政）

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 （略）

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 （略）

## 7 私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

### （この法律の目的）

第1条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

### （私立学校審議会等への諮問）

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 （略）

### （私立専修学校等）

第64条 第5条、第6条及び第8条第1項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第130条第1項の都道府県知事の権限又は同法第133条第1項において読み替えて準用する同法第13条の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項」とあるのは「学校教育法第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項」と読み替えるものとする。

2～7 （略）

## 8 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和24年法律第270号）（抜粋）

### （公立の高等学校の適正な配置及び規模）

第4条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

## 9 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

（学校の設置廃止等の認可）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても同様とする。

①～② （略）

③ 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2～4 （略）

（専修学校）

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

① 修業年限が1年以上であること。

② 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

③ 教育を受ける者が常時40人以上であること。

（高等課程・専門課程・一般課程）

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

（設置基準）

第127条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

① 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

② 設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

③ 設置者が社会的信望を有すること。

（適合基準）

第128条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

- ① 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
- ② 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなればならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境
- ③ 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなればならない設備
- ④ 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

(校長及び教員)

第129条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

- 2 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。
- 3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

(設置廃止等の認可)

第130条 国又は都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- 3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。
- 4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

## 10 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)(抜粋)

(法第4条第1項の政令で定める事項)

第23条 法第4条第1項(法第134条第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1～11 (略)
- 12 私立の学校(大学を除く。)又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更
- 13 (略)

## 11 高等学校設置基準

(平成16年文部科学省令第20号)

最終改正：令和3年3月31日文部科学省令第14号

- 第1章 総則（第1条—第4条）
  - 第2章 学科（第5条—第6条の2）
  - 第3章 編制（第7条—第11条）
  - 第4章 施設及び設備（第12条—第18条）
  - 第5章 関係機関等との連携協力（第19条—第21条）
- 附則

### 第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(設置基準の特例)

- 第2条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は2以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。
- 2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

### 第3条及び第4条 削除

### 第2章 学科

(学科の種類)

第5条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- ① 普通教育を主とする学科
- ② 専門教育を主とする学科
- ③ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第6条 前条第1号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

2 前条第2号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- ① 農業に関する学科
- ② 工業に関する学科
- ③ 商業に関する学科
- ④ 水産に関する学科

- ⑤ 家庭に関する学科
- ⑥ 看護に関する学科
- ⑦ 情報に関する学科
- ⑧ 福祉に関する学科
- ⑨ 理数に関する学科
- ⑩ 体育に関する学科
- ⑪ 音楽に関する学科
- ⑫ 美術に関する学科
- ⑬ 外国語に関する学科
- ⑭ 国際関係に関する学科
- ⑮ その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第3号に定める学科は、総合学科とする。

(学科の名称)

第6条の2 高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条の2各号に掲げる方針（第19条において「方針」という。）にふさわしいものとする。

### 第3章 編制

(授業を受ける生徒数)

第7条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第8条 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに1人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(養護教諭等)

第9条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第10条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

第11条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

### 第4章 施設及び設備

(一般的基準)

第12条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第13条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積(平方メートル)
120人以下	1200
121人以上480人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
481人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

(運動場の面積)

第14条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、8,400平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第15条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- ① 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- ② 図書室、保健室
- ③ 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第16条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第17条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第18条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第5章 関係機関等との連携協力

(関係機関等との連携協力体制の整備)

第19条 高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第20条 普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科(学校教育法施行規則別表第3(1)及び(2)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科をいう。以下同じ。)に関する科目を開設する学科(次項において「学際領域に関する学科」という。)を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。



- 2 学際領域に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第21条 普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科(次項において「地域社会に関する学科」という。)を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則〔抄〕

(施行期日等)

- 1 この省令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

## 12 専修学校設置基準

(昭和51年文部省令第2号)

最終改正：令和4年6月20日 文部科学省令第20号

### 第1章 総則(第1条)

### 第2章 組織編制(第2条-第7条)

### 第3章 教育課程等

#### 第1節 通則(第8条-第15条)

#### 第2節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等(第16条-第19条)

#### 第3節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等(第20条-第28条)

#### 第4節 通信制の学科の教育課程等(第29条-第38条)

### 第4章 教員(第39条-43条)

### 第5章 施設及び設備等(第44条-52条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 専修学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

#### 第2章 組織編制

##### (教育上の基本組織)

第2条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織(以下「基本組織」という。)を置くものとする。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

##### (学科)

第3条 基本組織には、専攻により1又は2以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第4条 基本組織には、昼間において授業を行う学科(以下「昼間学科」という。)又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科(以下「夜間等学科」という。)を置くことができる。

##### (通信制の学科の設置)

第5条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科(当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。)を置くことができる。

2 通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

(同時に授業を行う生徒)

第6条 専修学校において、1の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第7条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

### 第3章 教育課程等

#### 第1節 通則

(授業科目)

第8条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵かん養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

(単位時間)

第9条 専修学校の授業における1単位時間は、50分とすることを標準とする。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第10条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第11条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第1項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第2項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第12条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第15条第1項及び第2項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第1項及び第5項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第10条第1項並びに前条第1項及び第5項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修（第15条第1項及び第2項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第3項及び第5項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第10条第2項並びに前条第3項及び第5項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

(授業の方法)

第13条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

(昼夜開講制)

第14条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

(科目等履修生等)

第15条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、1又は複数の授業科目を履修させることができる。

- 2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第133条第1項において準用する同法第105条に規定する特別の課程を履修させることができる。

第2節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第16条 昼間学科の授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とする。

- 2 夜間等学科の授業時数は、1年間にわたり450単位時間以上とする。

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第17条 昼間学科における全課程の修了の要件は、800単位時間に修業年限の年数に相当する数に乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、450単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が800単位時間を下回る場合にあっては、800単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

（授業時数の単位数への換算）

第18条 専修学校の高等課程における生徒（第15条第1項の規定により授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、35単位時間をもつて1単位とする。

第19条 専修学校の専門課程における生徒（科目等履修生及び第15条第2項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

### 第3節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

（単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第20条 第16条第1項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの1年間の授業時数は、800単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

- ① 高等課程又は一般課程 23単位
- ② 専門課程 30単位

2 第16条第2項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの1年間の授業時数は、450単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

- ① 高等課程又は一般課程 13単位
- ② 専門課程 17単位

（多様な授業科目の開設等）

第21条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（単位の授与）

第22条 単位制による学科においては、1の授業科目を履修した生徒（科目等履修生等を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第23条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

- 2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、35単位時間の授業をもつて1単位とする。
- 3 専門課程における授業科目について、第1項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
  - ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とすることができる。
  - ③ 1の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第24条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が1年間又は1学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第25条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等)

第26条 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

(単位制による学科における全課程の修了要件)

第27条 第17条第1項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

- ① 高等課程又は一般課程 23単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
  - ② 専門課程 30単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
- 2 第17条第2項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。
- ① 高等課程又は一般課程 13単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位）

- ② 専門課程 17単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位）

（単位制による学科に係る読替え）

第28条 単位制による学科に係る第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項及び第12条第2項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第11条第4項及び第12条第4項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第12条第2項及び第4項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第2項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

#### 第四節 通信制の学科の教育課程等

（通信制の学科の授業時数）

第29条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、1年間にわたり120単位時間以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第30条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第13条第1項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第31条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

（通信制の学科における添削等のための組織等）

第32条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等）

第33条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第34条 第21条及び第24条から第26条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第22条及び第23条の規定は通信制の学科に準用する。

（印刷教材等による授業科目の単位数）

第35条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条において準用する第23条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

① 高等課程又は一般課程 35時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。

② 専門課程 45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。

第36条 1の授業科目については、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第34条において準用する第23条第2項及び第3項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第37条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

① 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 高等課程又は一般課程 13単位数に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位)

ロ 専門課程 17単位数に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位)

② 120単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

(通信制の学科に係る読替え)

第38条 通信制の学科に係る第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項及び第12条第2項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第11条第4項及び第12条第4項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第12条第2項及び第4項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第2項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

#### 第四章 教員

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)

第39条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員(専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。)でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は、3人を下ることができない。

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

第40条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数と別表第3に定める数とを合計した数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は3人を下ることができない。

(教員の資格)

第41条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。



- ① 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者
- ② 学士の学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第4号において同じ。）を有する者にあつては2年以上、短期大学士の学位（学位規則第5条の5に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第3号において同じ。）又は準学士の称号を有する者にあつては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- ③ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- ④ 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位を有する者
- ⑤ 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- ⑥ その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第42条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- ① 前条各号のいずれかに掲げる者
- ② 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者
- ③ 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- ④ 学士の学位を有する者
- ⑤ その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第43条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- ① 前2条各号のいずれかに掲げる者
- ② 高等学校又は中等教育学校卒業後、4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- ③ その他前2号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

## 第五章 施設及び設備等

### （位置及び環境）

第44条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

### （校地等）

第45条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

- 2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

### （校舎等）

第46条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

- 2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。
- 3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

第47条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- ① 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に1の分野についてのみ学科を置くもの 別表第2イの表により算定した面積
- ② 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に2以上の分野について学科を置くもの又は2若しくは3の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積  
イ これらの課程ごとの分野のうち別表第2イの表第4欄の生徒総定員40人までの面積が最大となるいずれか1の分野について同表により算定した面積  
ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第2ロの表により算定した面積を合計した面積

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第48条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第46条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- ① 1の課程に1の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第4イの表により算定した面積
- ② 1の課程に2以上の分野について通信制の学科を置くもの又は2若しくは3の課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積  
イ これらの課程ごとの分野のうち別表第4イの表第4欄の生徒総定員80人までの面積が最大となるいずれか1の分野について同表により算定した面積  
ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第4ロの表により算定した面積を合計した面積

(設備)

第49条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第50条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第51条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(名称)

第52条 専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

附 則

- 1 この省令は、昭和51年1月11日から施行する。

- 2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和56年3月31日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の生徒総定員が40人であり、かつ、第10条第2項ただし書に規定する専任の教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の専任の教員の数を2人とすることができる。
- 3 課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合において、第11条から第13条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると監督庁が認めたときは、専修学校の教員となることができる。
- 4 課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合において、第17条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第2イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

附 則（平成6年6月21日文部省令第14号）

この省令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成10年11月17日文部省令第38号） 抄

- 1 この省令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月25日文部省令第47号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号） 抄

（施行期日）

- 第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年3月29日文部科学省令第18号）

この省令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日文部科学省令第15号） 抄

（施行期日）

- 第1条 この省令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月21日文部科学省令第34号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月9日文部科学省令第40号）

この省令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月1日文部科学省令第1号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月30日文部科学省令第34号）

- この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年—12月25日文部科学省令第40号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月26日）から施行する。ただし、第1条中学校教育法施行規則第1章第2節の節名、第20条第1号ロ、第23条、第44条第1項、第2項及び第3項、第45条第1項、第2項及び第3項、第70条第1項、第2項及び第3項、第71条第2項及び第3項、第81条第1項、第2項及び第3項、第120条、第122条、第124条第1項、第2項及び第3項並びに第125条第2項の改正規定、第5条中学校基本調査規則第3条第2項の改正規定、第8条中学校教員統計調査規則第3条第2項の改正規定、第9条中教育職員免許法施行規則第68条及び第69条の改正規定、第12条中幼稚園設置基準第5条第1項、第2項及び第3項並びに第6条の改正規定、第17条中高等学校通信教育

規程第5条第1項の改正規定、第23条中専修学校設置基準第18条第3号の改正規定、第38条中小学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定、第39条中中学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定並びに第47条中高等学校設置基準第8条第1項及び第2項並びに第9条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月30日 文部科学省令第14号）

この省令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年10月31日 文部科学省令第39号）

この省令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年6月20日 文部科学省令第20号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第1 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第39条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$
		201人から600人まで	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 50\}$
		601人以上	$14 + \{(生徒総定員 - 600) \div 60\}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$
		201人から400人まで	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 50\}$
		401人以上	$10 + \{(生徒総定員 - 400) \div 60\}$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$
		201人以上	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 60\}$

備考

- この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
  - 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合
  - 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第2 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第47条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	260
		41人以上	$260 + 3.0 \times (生徒総定員 - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	200
		41人以上	$200 + 2.5 \times (生徒総定員 - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	130
		41人以上	$130 + 2.5 \times (生徒総定員 - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	130
		41人以上	$130 + 2.3 \times (生徒総定員 - 40)$

備考

- この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合におい

ては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。(ロの表において同じ。)

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	180
		41人以上	$180 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	140
		41人以上	$140 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	110
		41人以上	$110 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	100
		41人以上	$100 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$

別表第3 通信制の学科に係る教員数 (第40条関係)

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 60)$
		201人から800人まで	$5 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 75)$
		801人から1700人まで	$13 + ((\text{生徒総定員} - 800) / 90)$
		1701人以上	$23 + ((\text{生徒総定員} - 1700) / 105)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 60)$
		201人から650人まで	$5 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 75)$
		651人から1370人まで	$11 + ((\text{生徒総定員} - 650) / 90)$
		1371人以上	$19 + ((\text{生徒総定員} - 1370) / 105)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 60)$
		201人から1100人まで	$5 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 90)$
		1101人以上	$15 + ((\text{生徒総定員} - 1100) / 105)$

備考

- 1 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 2 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
  - イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第4 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第48条関係）

イ 基礎校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	260
		81人以上	$260 + 1.8 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	200
		81人以上	$200 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	130
		81人以上	$130 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	130
		81人以上	$130 + 1.4 \times (\text{生徒総定員} - 80)$

備考

- この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）
  - 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
  - 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	180
		81人以上	$180 + 1.8 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	140
		81人以上	$140 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	110
		81人以上	$110 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	100
		81人以上	$100 + 1.4 \times (\text{生徒総定員} - 80)$

## 出入国管理及び難民認定法

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（この表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人については、一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。）。

三～四 (略)

2～4 (略)

### 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（抜粋）

活 動	基 準
法別表第一の 四の表の留学 の項の下欄に 掲げる活動	<p>一 申請人が次のいずれかに該当していること。</p> <p>イ <u>申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>六 <u>申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもつて定める日本語教育機関であること。</u></p> <p>七～八 (略)</p>



日本語教育機関の告示基準

出入国在留管理庁  
平成28年7月22日策定  
平成30年7月26日一部改定  
令和元年8月1日一部改定

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準について、文部科学省高等教育局及び文化庁に意見を聴いた上で、次のとおり定める。

（新たに定める際の基準）

第一条 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号。以下「留学告示」という。）別表第1の1の表に新たに日本語教育機関を掲げるときは、文部科学大臣の意見を聴いた上、次の各号のいずれにも該当することを確認して掲げるものとする。

〔名称〕

- 一 名称が、日本語教育機関として適当なものであり、かつ、留学告示に掲げる日本語教育機関の名称（名称を変更した機関にあっては変更前の名称を含む。）と同一又はこれと紛らわしいものでないこと。

〔学則〕

- 二 次の事項について学則を定めていること。
  - イ 修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項
  - ロ 教育課程、授業日数及び授業時数に関する事項
  - ハ 学習の評価並びに進級及び課程修了の認定に関する事項
  - ニ 定員及び教職員に関する事項
  - ホ 入学、退学、転学、休学及び修了に関する事項
  - ヘ 授業料、入学料、教材費その他名目のいかなを問わず生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払及び払戻しに関する事項
  - ト 賞罰に関する事項
  - チ 寄宿舎がある場合には、寄宿舎に関する事項
  - リ その他日本語教育機関の運営に関して必要な事項

〔設置者〕

- 三 設置者が、次のいずれにも該当する者であること（設置者が国又は地方公共団体である場合を除く。）。
  - イ 日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
  - ロ 設置者（法人の場合にあっては、当該日本語教育機関の経営を担当する役員）が日本語教育機関を経営するために必要な識見を有すること。

四 設置者が、次のいずれにも該当していないこと。

イ 他の日本語教育機関であって次に掲げるものの設置者（法人の場合にあつては、その代表者又は日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。以下この号において同じ。）又はその設置者であつた者

(1) 次条第1項各号のいずれかに該当するものとして留学告示別表第1の1の表から抹消され、当該抹消の日から5年を経過しない日本語教育機関

(2) 閉鎖以外の事由により、留学告示別表第1の1の表、別表第1の2の表若しくは別表第2から抹消され、又は出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（平成29年法務省告示第362号。以下「改正告示」という。）の施行前に改正告示による改正前の留学告示別表第1から第3までから抹消され、当該抹消の日から3年を経過しない日本語教育機関（(1)に該当するものを除く。）

ロ 他の日本語教育機関であつて、契約に基づき教育を提供すべき生徒がいるにもかかわらず、日本語教育機関としての活動を行わず、生徒に損害を与えたものの設置者又はこれに加担した者

ハ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

ホ 禁錮以上の刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8又は第76条の2の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ヘ 授与されている免許状が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項（第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定により効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

ト 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

チ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

リ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ヌ 外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可又は入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは入管法第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

ル 入管法第24条第3号の4イからハマまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

ヲ 又はルに掲げるほか、外国人の出入国若しくは在留又は留学生の在籍管理に関し不正な行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

ワ 法人であって、その役員のうちイからワまでのいずれかに該当する者があるもの  
五 設置者が、日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を運営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。

[教育課程]

六 教育課程が、次のいずれにも該当していること。

イ 修業期間が1年以上（専修学校又は各種学校において教育を受けようとする者を対象とするものである場合その他特に必要と認める事情がある場合には、6か月以上）であること。

ロ 修業期間の始期が、年2度以内（やむを得ない理由がある場合には、年4度以内）の範囲で定められており、定めた始期以外の時期における入学者の募集を行わないこと。

ハ 教育課程が大学、専修学校その他の教育機関に進学することを目的としたものである場合には、修業期間の終期が当該教育機関の入学時期を勘案して適切に定められていること。

ニ 修業期間1年当たりの授業期間が、定期試験等の期間を含め、35週にわたること。

ホ 修業期間1年当たりの授業時数が760単位時間以上であること。

ヘ 1週間当たりの授業時数が20単位時間以上であること。

ト 授業の1単位時間が45分を下回らないこと。

チ 授業はおおむね午前8時から午後6時までの間に行われること。

リ 授業科目が、専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものであること。

[生徒数]

七 生徒の定員について、教員数、校舎面積、教室面積、設備その他の条件に応じた適切な数（開設時にあっては、100人を超えない範囲内で、これらの条件に応じた適切な数）を定めていること。

八 定員の増員は、次のいずれにも該当する場合を除き、行わないこととしていること。

イ 増員する人数が増員前の定員の5割以内であること。

ロ 増員前の時点において、定員のおおむね8割以上の生徒が在籍していること。

ハ 過去1年以内に増員を行っていないこと（1年以内に再び増員することについて合理的な理由がある場合を除く。）。

ニ 地方出入国在留管理局から、増員前1年以内に、適正校（留学の在留資格に係る在籍者の数に対する、不法残留者の数、在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するものに限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者の数、在留資格を取り消された者の数、資格外活動の許可を取り消された者の数及び退去強制令書が発付された者の数の合計数の割合が5パーセント（ただし、在籍者の数が19人以下である場合は、当該者の合計数が1人）を超えていないもの、入管法に定める届出等の義務を履行しているものその他在籍管理上不適切であると認められる事情がないものとして出入国在留管理庁が認めた日本語教育機関をいう。以下同じ。）である旨の通知を受けていること。

九 日本語の授業は、同時に授業を受ける生徒数を20人以下として行うこと。

[校長、教員、事務職員]

十 校長が、次のいずれにも該当すること。

- イ 日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として5年以上従事した者であること。
- ロ 他の日本語教育機関の校長を兼ねる場合には、それぞれの日本語教育機関に副校長（前記イを満たす者に限る。）を置いていること。ただし、隣地に立地する日本語教育機関の校長を兼ねる場合は、この限りでない。
- 十一 3人以上、かつ、生徒の定員20人につき1人以上の教員（校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。以下同じ。）が配置されていること。
- 十二 2人以上、かつ、生徒の定員40人につき1人以上の教員が、専任教員（当該日本語教育機関において開設される授業を行うことを本務としている教員をいい、二つ以上の日本語教育機関において同時に専任の教員になることはできない。以下同じ。）であること。
- 十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
  - ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
  - ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
  - ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であつて適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
  - ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
- 十四 教員の1週間当たりの授業担当時間数が、その指導経験及び当該日本語教育機関における職務内容の状況に応じて定められ、かつ、25単位時間を超えていないこと。
- 十五 次のいずれにも該当する専任教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員を主任教員として定めていること。
  - イ 教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び能力を有すること。
  - ロ 留学告示別表第1の1の表若しくは別表第1の2の表、別表第2又は別表第3に掲げる日本語教育機関の常勤の日本語教員として3年以上の経験を有する者であること。
- 十六 生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えていること。
- 十七 校長、教員、事務局の事務を統括する職員及び生活指導担当者が、第4号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

〔点検・評価〕

- 十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行うこととしていること。
  - イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。
  - ロ 結果を公表すること。

〔施設・設備（校地・校舎、教室等）〕

- 十九 同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであること。

二十 教育の目的を実現するために必要な校地及び校舎を備えていること。

二十一 校地が設置者の所有に属すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ 校地（設置者の所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が留学生受入れ事業（留学の在留資格をもって在留する者を生徒として適法に受け入れる事業をいう。以下同じ。）の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権を有しており、かつ、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ロ 校地の面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権を有しており、かつ、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ハ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関であって、専修学校又は各種学校の認可基準を全て満たしているものであるとき。

ニ 設置者の運営により20年以上継続して留学生受入れ事業を行っている日本語教育機関であって、今後も校地の確保に支障がないと認められるものであるとき。

二十二 校舎が設置者の所有に属すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ 校舎（設置者の所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、設置者が留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権を有しており、かつ、当該校舎を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ロ 校舎の床面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校舎について、設置者が留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権を有しており、かつ、当該校舎を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ハ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関であって、専修学校又は各種学校の認可基準を全て満たしているものであるとき。

ニ 設置者の運営により20年以上継続して留学生受入れ事業を行っている日本語教育機関であって、今後も校舎の確保に支障がないと認められるものであるとき。

二十三 複数の場所に分けて校舎を設ける場合には、3か所以内であり、かつ、各校舎が相互に徒歩約10分以内の位置にあること。

二十四 校舎の面積が、115平方メートルを下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.3平方メートル以上であること。

二十五 校舎に教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附属施設が設けられていること。

二十六 教室の面積が、当該教室で同時に授業を行う生徒一人当たり1.5平方メートルを下回らないこと。

二十七 教室が、地下にあり又は窓のない教室（地下に設けられた建築基準法（昭和25年法律第201号）第29条に規定する技術的基準に適合する学校の教室その他これと同等の構造及び設備を有する地下の教室を除く。）ではないこと。

二十八 教室に机、椅子、黒板その他の授業に最低限必要な設備を備えていること。

二十九 校舎内に、生徒数などに応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を設けていること。

#### 〔健康診断〕

三十 入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年ごとに健康診断を行うこととしていること。

#### 〔入学者の募集〕

三十一 入学者の募集に当たり、入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）に対し、次の事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行い、かつ、提供した情報及びその提供方法に係る記録を、書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

イ 教育課程の種類及び内容

ロ 入学金、授業料、教材費その他名目のいかんを問わず入学することにより生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払時期、支払方法及び払戻し条件

ハ 校舎の所在地、概要及び立地条件

ニ 沿革及び実績

ホ 設置者及び校長の概要

ヘ 入学の条件及び入学者の選考方法

ト 寄宿舎の有無並びにその概要及び利用料

チ 在籍中の就労は、原則として週28時間（学則で定める長期休業期間中は、1日8時間）の範囲内で、地方出入国在留管理局長の許可を受けた場合に限り許されること。

リ 在学中の一般的な生活費用その他入学希望者の参考となる事項

#### 〔入学者選考〕

三十二 入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認することとしていること。

三十三 入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者その他の留学の準備に関与する者（以下「仲介者等」という。）に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握し、記録することとしていること。

三十四 不適切な仲介者等が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととしていること。

三十五 入学を申請した者から提出を受けた書類、第33号の記録、入学者の選考のために行った試験、面接、調査等の記録その他入学者の選考の過程を明らかにする記録を、書面

又は電磁的記録をもって、申請に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

[在籍管理]

三十六 個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じ、かつ、当該出欠の記録を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。

三十七 1か月の出席率（その月に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいう。以下同じ。）が8割を下回った生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行い、その指導の状況を記録するとともに、当該記録を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒についてはこの限りでない。

三十八 生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）が退学したときは、その翌月末までに地方出入国在留管理局に対し当該生徒について報告することとしていること。

三十九 1か月の出席率が5割を下回った生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）については、当該生徒が資格外活動の許可を受けている場合は当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称と併せて、その翌月末までに地方出入国在留管理局に対し当該生徒について報告することとしていること。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒についてはこの限りでない。

四十 生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこととしていること。また、資格外活動の許可を受けている生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）に対して当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めるとともに、届出のあった内容を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。

[禁止行為]

四十一 職業安定法（昭和22年法律第141号）上の許可を受けて同法の定めるところにより手数料又は報酬を受ける場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこととしていること。

[地方出入国在留管理局への報告]

四十二 学則、教育課程、生徒の定員、設置者（法人の場合にあつては、その代表者及び日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）、校長、教員、事務局の事務を統括する職員、校地又は校舎について変更があったときは、その変更内容を速やかに地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

四十三 地方出入国在留管理局から、この基準への適合性その他運営の状況について点検を行うよう求められたときは、速やかに点検を行い、その結果を地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

四十四 各年度の課程修了の認定を受けた者（留学の在留資格をもって在留していた者であ

って、令和元年10月1日以降に入学した者に限る。以下同じ。)のうち、大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数、日本語能力に関し言語のためのヨーロッパ共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)(以下「CEFR」という。)のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数及び当該者の合計数について、修業期間の終期の翌年度の6月末までに地方出入国在留管理局に報告し、公表するとともに、当該合計数が各年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回るときは、改善方策を地方出入国在留管理局に報告することとしていること。ただし、各年度の課程修了の認定を受けた者には、各年度の課程修了の認定を受けず退学した者(留学の在留資格をもって在留していた者であって、令和元年10月1日以降に入学した者に限る。)であって、大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者又はCEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者のいずれかに該当することが確認できたものについては、これを含むこと。

四十五 この基準への4月1日時点における適合性について、点検を行い、その結果をその年の6月末までに地方出入国在留管理局に報告(適正校である旨の通知を3年間連続して受けている機関(設置者の変更に係る承認を受けた日から通算して1年を経過していない機関を除く。)にあつては前回の地方出入国在留管理局への報告から3年後の6月末までに直近の点検結果を報告)するとともに、確認に使用した資料を報告から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

四十六 全ての生徒(留学の在留資格をもって在留する者に限る。以下この号において同じ。)の6か月間の出席率(4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年の3月31日までの期間に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいい、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間以降のものに限る。以下同じ。)及び当該期間における個々の生徒ごとの月単位の出席状況について、それぞれの期間の経過後3か月以内に地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

四十七 地方出入国在留管理局の求めがあつたときは、第31号、第33号若しくは第35号から第37号までに規定する記録、第40号に規定する届出のあつた内容又は第45号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示することとしていること。

[その他運営体制]

四十八 前号までに定めることのほか、日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有していること。

- 2 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、前項第3号ロ、第4号(イ、ニ及びリからワまで(ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。))を除く。、第6号リ、第10号、第12号(同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。)、第13号から第22号まで、第24号から第29号まで並びに第48号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。
- 3 前項に規定する日本語教育機関以外の日本語教育機関については、第1項第3号ロ、第4号(イ、ニ及びリからワまで(ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。))を



除く。), 第6号リ, 第10号, 第12号(同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。), 第13号から第18号まで並びに第48号に該当しているか否かの確認は, 文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。

(抹消の基準)

第二条 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が, 次の各号のいずれかに該当し, 留学生受入れ事業を行わせることが適当でない認められる場合には, 当該日本語教育機関を同表から抹消するものとする。

一 学則又は前条第1項第5号, 第8号, 第18号及び第30号から第47号までに係る誓約を遵守していないとき。

二 前条第1項各号のいずれかに該当していないとき。

三 全ての生徒(留学の在留資格をもって在留する者に限る。)の6か月間の出席率の平均が7割を下回るとき。

四 一暦年中に入学した者(留学の在留資格をもって在留する者に限る。)の3割以上が, 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に在留するに至ったとき。

五 地方出入国在留管理局から, 適正校ではない旨の通知(令和2年1月1日以降の通知に限る。)を3年間連続して受けたとき。

六 各年度の課程修了の認定を受けた者のうち, 大学等への進学者の数, 入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交, 公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数及び日本語能力に関しCEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数の合計数の割合が, 3年間連続して7割を下回るとき。

七 日本語の教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合であって, その状況を是正する措置が適切にとられていないと認められるとき。

八 生徒に対し, 人権侵害行為を行い, 又は法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき。

2 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が, 同表からの抹消を求めるとき, 当該日本語教育機関を閉鎖したとき又は在籍する生徒がいない状態が1年以上継続しているときは, 当該日本語教育機関を同表から抹消することができる。

附 則 (平成28年7月22日策定)

第一条 この基準は, 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成28年法務省令第40号)の施行の日(平成29年8月1日)から適用する。

第二条 この基準の改正は, 日本語教育の観点から文部科学省高等教育局及び文化庁の意見を聴いた上で行うものとする。

第三条 令和4年9月30日までの間における第1条第1項第12号の規定の適用については, 同号中「40人」とあるのは「60人」とする。

附則 (平成30年7月26日一部改定)

第一条 この基準は, 平成30年10月1日から適用する。ただし, 第1条第1項第10号ロ

の規定は、令和2年10月1日から適用する。

第二条 前条本文に規定する適用日前に留学告示別表第1に掲げられている日本語教育機関にあっては、第1条第1項第6号ニの規定は、令和2年10月1日から適用する。

附則（令和元年8月1日一部改定）

第一条 この基準は、令和元年9月1日から適用する。

第二条 第1条第1項第45号に規定する報告については、平成29年1月1日から令和元年12月31日までの間適正校である旨の通知を3年間連続して受けている機関にあっては、令和2年6月末に地方出入国在留管理局に点検結果を報告したものとみなす。

令和5年度第1回

岩手県私立学校審議会

補足説明資料

【議案第1号 学校の収容定員に係る学則変更認可について】  
(学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校)

日 時 令和5年9月25日(月) 午後3時00分

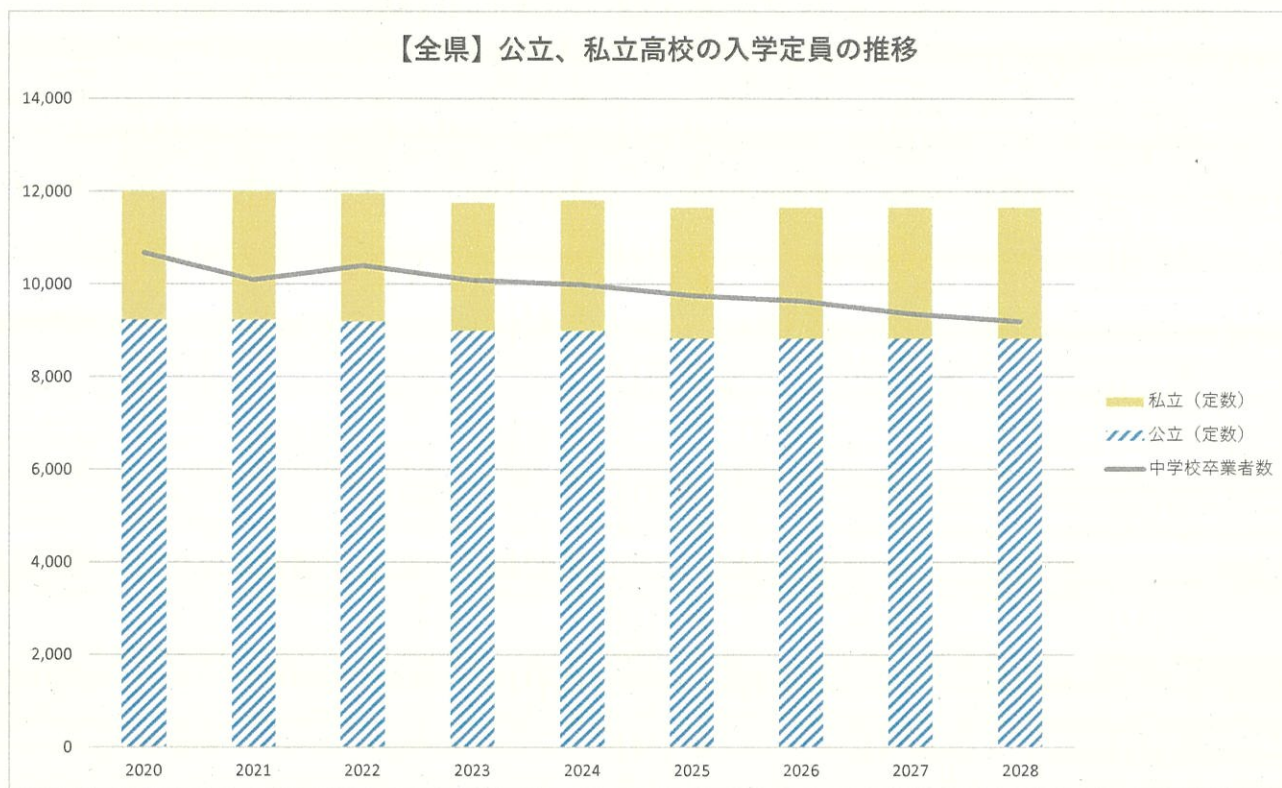
場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

岩手県ふるさと振興部学事振興課

## 目 次

- 1 県立高等学校再編計画後期計画による「入学定員」の推移（県全体）・ P 1
- 2 県立高等学校再編計画後期計画による「入学定員」の推移（盛岡地区） P 2
- 3 岩手県の中学校卒業者数及び高等学校入学者数の推移 . . . . . P 3
- 4 関係機関からの意見について . . . . . P 4

# 1 県立高等学校再編計画後期計画による「入学定員」の推移(県全体)



→高校再編後期計画ベース

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
岩手県中学校卒業生数 (R5以降見込み) (A)	10,677	10,092	10,396	10,086	9,987	9,754	9,634	9,355	9,198
公立高校 (全県)	77.0% 9,235	77.0% 9,235	76.9% 9,195	76.5% 8,995	76.1% 8,995	75.8% 8,835	75.8% 8,835	75.8% 8,835	75.8% 8,835
私立高校 (全県)	23.0% 2,765	23.0% 2,765	23.1% 2,765	23.5% 2,765	23.9% 2,820	24.2% 2,820	24.2% 2,820	24.2% 2,820	24.2% 2,820
岩手県 入学定員 計(B)	12,000	12,000	11,960	11,760	11,815	11,655	11,655	11,655	11,655
差 (B-A)	1,323	1,908	1,564	1,674	1,828	1,901	2,021	2,300	2,457

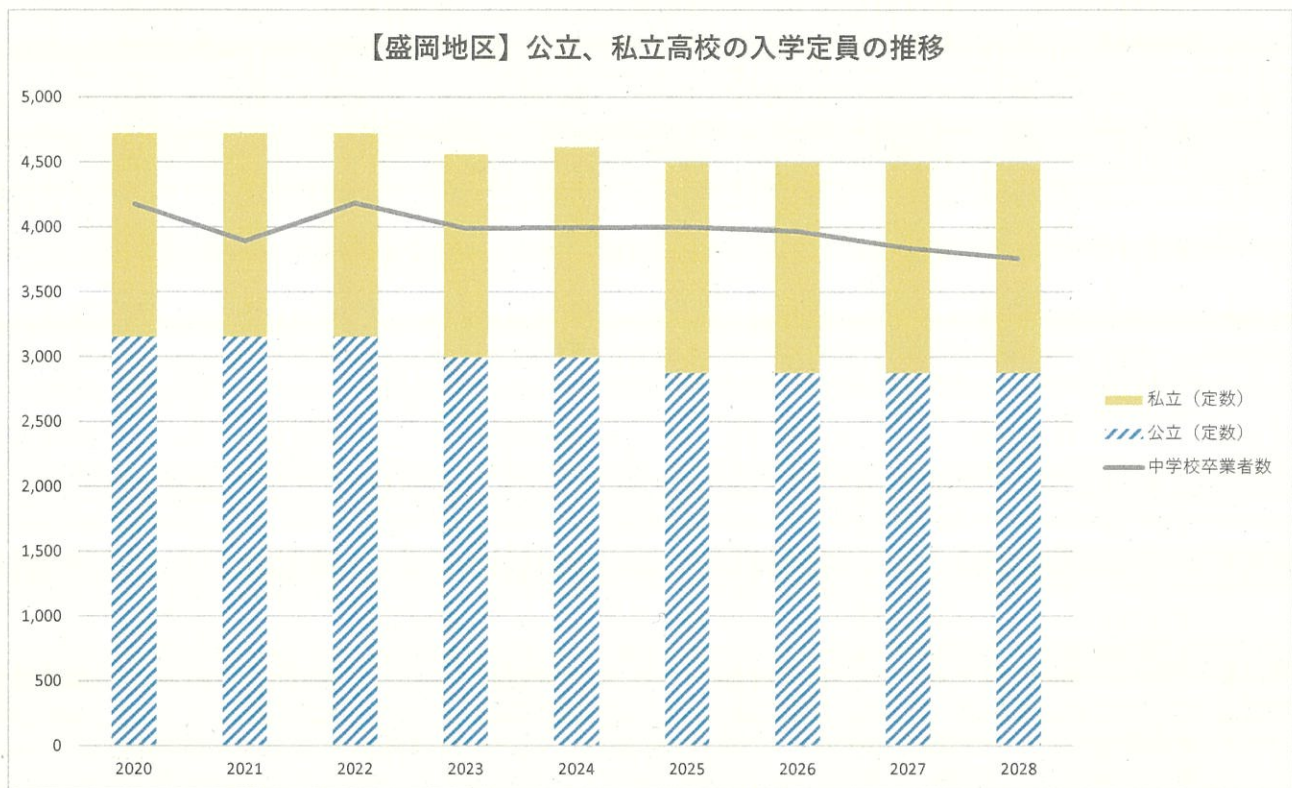
※ 公立高校入学定員には盛岡市立高等学校を含む。

R6以降の私立高校入学定員は、盛岡誠桜高等学校の定員増とした場合。

	入学定員(R2年度) (A)	入学定員(R7年度) (B)	増減数(C=B-A)	増減率 (D=C÷A)
公立	9,235人 (77.0%)	8,835人 (75.8%)	▲400	▲4.3%
私立	2,765人 (23.0%)	2,820人 (24.2%)	+55	+2.0%
合計	12,000人 (100.0%)	11,655人 (100.0%)	▲345	▲2.9%



## 2 県立高等学校再編計画後期計画による「入学定員」の推移(盛岡地区)



→高校再編後期計画ベース

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
盛岡地区中学校卒業生 (R5以降見込み) (A)	4,176	3,893	4,183	3,990	3,995	4,000	3,968	3,839	3,757
公立高校(盛岡地区)	66.8%	66.8%	66.8%	65.7%	64.9%	64.0%	64.0%	64.0%	64.0%
私立高校(盛岡地区)	33.2%	33.2%	33.2%	34.3%	35.1%	36.0%	36.0%	36.0%	36.0%
盛岡地区 入学定員 計(B)	4,720	4,720	4,720	4,560	4,615	4,495	4,495	4,495	4,495
差 (B-A)	544	827	537	570	620	495	527	656	738

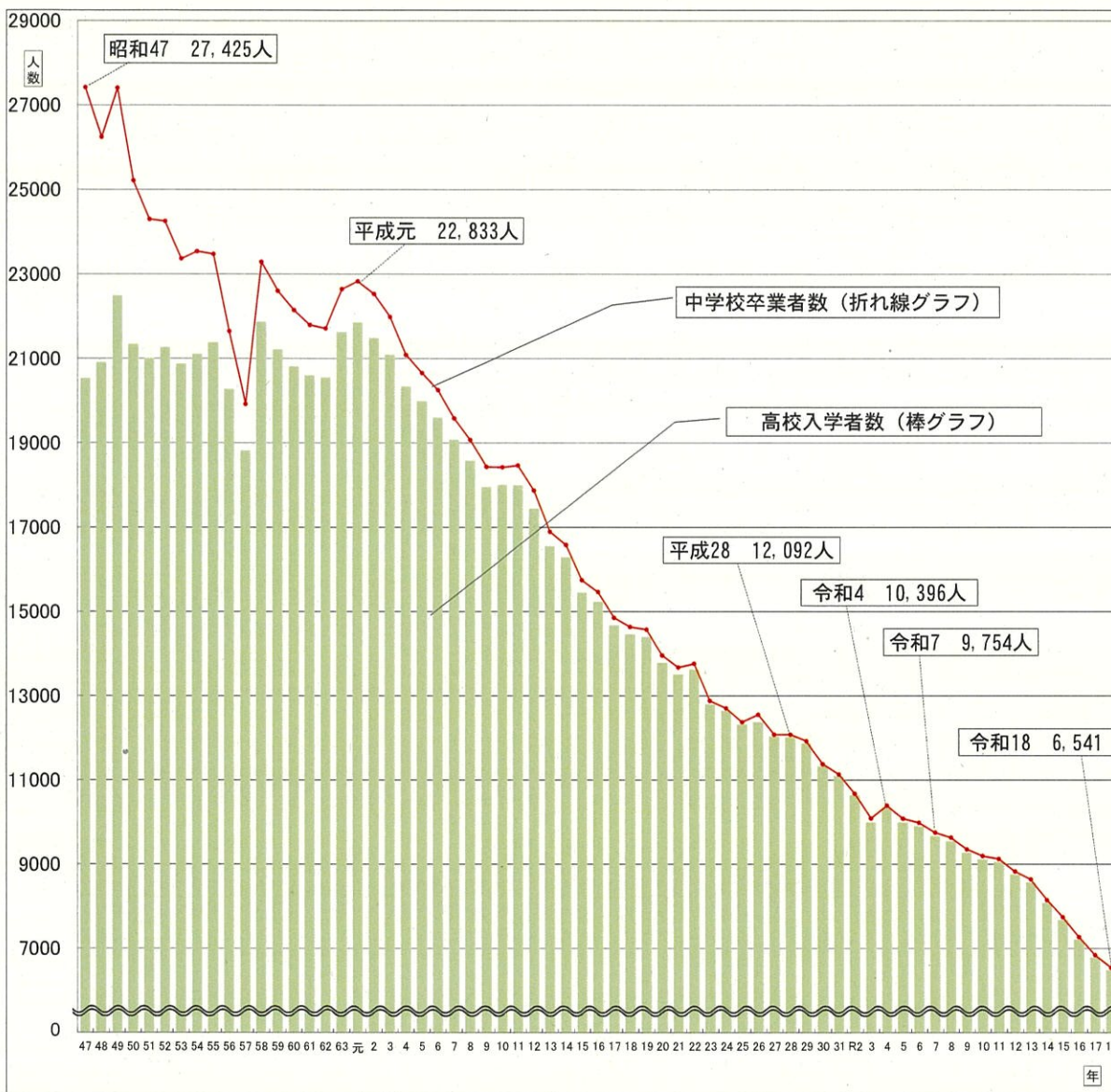
※ 公立高校入学定員には盛岡市立高等学校を含む。

R6以降の私立高校入学定員は、盛岡誠桜高等学校の定員増とした場合。

	入学定員(R2年度) (A)	入学定員(R7年度) (B)	増減数(C=B-A)	増減率 (D=C÷A)
公立	3,155人 (66.8%)	2,875人 (64.0%)	▲280	▲8.9%
私立	1,565人 (31.2%)	1,620人 (36.0%)	+55	+3.5%
合計	4,720人 (100.0%)	4,495人 (100.0%)	▲225	▲4.8%



### 3 岩手県における中学校卒業生数及び高校入学者数の推移



各年ごとのデータ

年3月	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
中学校卒業生数	27,425	26,250	27,412	25,216	24,304	24,254	23,370	23,542	23,478	21,647	19,923	23,289	22,605	22,148	21,797	21,715
進学率	74.9%	79.6%	82.0%	84.6%	86.4%	87.6%	89.3%	89.6%	91.0%	93.6%	94.4%	93.9%	93.8%	93.9%	94.5%	94.6%
高校入学者数	20,529	20,904	22,486	21,339	21,004	21,257	20,867	21,101	21,371	20,262	18,812	21,860	21,208	20,801	20,590	20,543

年3月	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
中学校卒業生数	22,648	22,833	22,531	21,985	21,085	20,657	20,256	19,583	19,074	18,435	18,425	18,468	17,874	16,899	16,585	15,748
進学率	95.4%	95.7%	95.3%	95.9%	96.4%	96.7%	96.7%	97.4%	97.4%	97.3%	97.7%	97.4%	97.5%	97.9%	98.2%	98.0%
高校入学者数	21,617	21,847	21,475	21,084	20,329	19,983	19,595	19,068	18,574	17,941	17,993	17,987	17,432	16,541	16,279	15,440

年3月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
中学校卒業生数	15,468	14,857	14,640	14,576	13,964	13,678	13,767	12,885	12,708	12,379	12,556	12,083	12,081	11,929	11,379	11,138
進学率	98.4%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%	98.9%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	99.5%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%
高校入学者数	15,223	14,661	14,449	14,383	13,776	13,500	13,620	12,788	12,634	12,306	12,366	12,025	12,010	11,859	11,316	11,079

年3月	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
中学校卒業生数	10,677	10,092	10,396	10,086	9,987	9,754	9,634	9,355	9,198	9,128	8,828	8,640	8,146	7,741	7,267	6,841
進学率	99.5%	99.3%	99.4%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
高校入学者数	10,625	9,985	10,338	9,985	9,887	9,656	9,538	9,261	9,106	9,037	8,740	8,554	8,065	7,664	7,194	6,773

年3月	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
中学校卒業生数	6,541															
進学率	99.0%															
高校入学者数	6,476															

注) 中学校卒業生数及び高校入学者数

<中学校卒業生数> 昭和47年から令和4年までは実績値、令和5年以降は令和4年5月1日現在の在籍生徒数等からの推定値である。  
 <高校入学者数> 昭和47年から令和4年までは実績値、令和5年以降は進学率を99.0%に固定し、高校入学者数を算出したものである。

※出典：岩手県教育委員会調べ

#### 4 関係機関からの意見について

学校法人盛岡誠桜学園から学校の収容定員に係る学則変更認可申請されたことを受け、岩手県私立学校認可事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき、関係機関から同申請に対する意見を聴いたところ、以下の意見が寄せられた。

##### 1 一般社団法人岩手県私学協会

盛岡誠桜高等学校の収容定員（増員）に係る学則変更認可申請について、同意しません。

[理由]

(1) 岩手県における出生者数が減少傾向にあり、令和3年人口動態統計月報年計（確定数）によると、令和元年に7千人を割り込み令和3年に6千5百人を切っている状況である。

また、県内の中学校卒業生数についても令和4年3月では10,398人だったものが、令和6年3月の見込みでは1万人を切る見込みとなっており、今後、公私立高等学校の定員確保が厳しい状況になることが予想される。特に、盛岡地区の当協会加盟高校の最近の定員充足率は8割前後で推移しており、今後、出生数の減少の影響により生徒確保が一段と厳しくなることが予想される。

(2) このような状況を踏まえ、県教育委員会では、新たな県立高等学校再編計画後期計画では、令和7年度に盛岡地区の盛岡南高等学校と不来方高等学校を統合するなど、少子化に向けた相応の努力を行っている状況にあつて、私立側が新たに定員を増員することは、生徒確保に向けた公私間の競争をより一層激化させるとともに、ひいては私立高等学校間の過当競争を招来することとなり、私立学校経営に困難を来すことが懸念される。

(3) 通常、私立学校において、収容定員を増員しようとする場合、第一義的には学校内での科の編制見直しにより統廃合や新設を行い、全体の収容定員を変えずに各科の収容定員の変更を検討することが基本であると考えます。

その後で、人口動態の状況や中学校や地域の要望、また社会的ニーズを考慮し、学校の人的配置、施設や財務状況を踏まえ収容定員の増または減の結論を導き出すことになる。

盛岡誠桜高等学校の場合、少子化の中、ここ数年、収容定員を少し上回る入学者数であることをもって、ただちに生徒・保護者からのニーズが高いと判断することは早計であり、また普通科を主体とする収容定員を増員しなければならない社会的ニーズ等があるとまでは言えないと判断される。



## 2 盛岡市教育委員会

盛岡誠桜高等学校における収容定員変更計画は、市内中学生にとって進路選択の機会が保障されるとともに、盛岡誠桜高等学校が更に教育内容を充実させ、岩手県や盛岡市を担う人材を育成することに対応した魅力ある学校づくりに取り組むという方針の下、進められておるものと理解しております。

一方で、盛岡誠桜高等学校への志願者の増加や少子化による受検者数減少など、市内近郊公立・私立高等学校の志願者数へは少なからず影響があるものと懸念しております。

市教育委員会といたしましては、盛岡誠桜高等学校の定員が変更となった場合は、その後の動向を注視するとともに、盛岡市立各中学校において、よりきめ細かな進路指導を行うよう指示してまいりたいと存じております。

## 3 岩手県教育委員会

本県における中学校卒業生数は、第二次ベビーブーム世代が中学校を卒業すること等の社会的な背景により、平成元年3月には22,833人に達した。このような社会的要請に対応するため、県立高校では定員増や増設を行い、私立高校では定員増が行われてきたものと推察する。

平成から令和にかけて、高校進学率は99%を超えるまでに上昇したものの、中学校卒業生数は減少の一途を辿り、令和5年3月には10,081人（対平成元年比44.2%）となり、現時点で推計が可能である令和19年3月には、6,264人（対平成元年比27.4%）まで減少する見込みとなっており、高校の定員増等が行われてきた当時の社会背景とは大きく異なっている。

本県の公教育においては、このような少子化の状況にあっても、中学生に多様な進路選択を可能とする環境を確保していくこと、並びに、高校卒業後の進路希望の実現及び地域や地域産業を担う人材の育成を可能とする教育環境を確保していくことが重要であると考えます。

このような状況を踏まえ、県立高校においては、平成28年度に10年間の「新たな県立高等学校再編計画」を策定し、令和2年度までの前期計画において、県全体で31学級、募集定員にして1,240人分の削減を行った。この中には、志願倍率が1倍を超えている盛岡地区の高校の学級減も含まれる。なお、県立高校においては、入試倍率だけで一律に定員減や統合を行っているものではなく、一定の倍率がある高校においても、中学校卒業生数の見込みを踏まえながら県全体の

高校配置の状況を勘案した調整を行っている。

また、県教育委員会では、令和3年度から令和7年度までの後期計画を策定（令和3年5月）し、計画の推進に取り組んでいるところであり、その中において、盛岡南高校と不来方高校の統合により生徒の多様な進路希望に応えるとともに、盛岡地区への志願者の集中の緩和と学校配置のバランスを図ることとしており、両校合わせて令和5年度には2学級80人の入学定員を減じたうえで、令和7年度には3学級120人の入学定員の減を予定している。

なお、後期計画の策定に向けた取組においては、本県における高校教育の在り方について、市町村長や市町村教育委員会教育長を始めとする県内各地域の方々から様々な意見を伺ってきた。その中で、県立高校の定員のみが削減されることを懸念し、現状の是正に向けた私立高校側との調整を求める意見が多数寄せられており、県議会においても議論が行われた。このことについては、岩手県公私立高等学校連絡会議において、一般社団法人岩手県私学協会会長にも伝え、継続して協議しているところである。

さらに、地方の中学生が盛岡地区に所在する高校へ志願する状況が続くことにより、地域や地域産業を担う人材の育成が難しくなる状況を危惧し、盛岡地区への志願者の一極集中の是正を求める意見が多数寄せられている。県内33市町村長からなる「岩手の高校教育を考える市町村長懇談会」からは、知事に対し、都市部と中山間地及び沿岸部の高校配置が不均衡な状況にならないよう求める提言が提出されている。

また、15歳人口の減少が見込まれる状況に対し、「各都道府県において地域の実態を踏まえ、将来を見越した適切な措置を講ずる必要がある」としている文部省（当時）通知（公私立高等学校協議会の運営について）の趣旨も踏まえる必要があると考える。

県内私立高校においては、それぞれが独自の建学の精神や教育理念に基づき、特色ある学びを実践し、スポーツ・文化など様々な分野で活躍する人材の育成等に取り組んでいるところであるが、県立高校とともに本県公教育の重要な役割を担っているものである。

県教育委員会においては、今後も一層進行が見込まれる中学校卒業生数の減少等に対応した教

育環境の整備に向け、今年度、各界の有識者を構成員とした「県立高等学校教育の在り方検討会議」を設置し、次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の長期ビジョンの検討に着手したところである。

中学校卒業生数の減少状況やそれに対応した県立高校の再編計画を推進していること、及び盛岡地区への志願者の一極集中の是正を求める意見が多数寄せられている状況等を十分に考慮したうえで、学校法人盛岡誠桜学園からの収容定員変更の申し出に対しては、慎重な御判断をいただきたい。